

駒ヶ根市

一般廃棄物処理基本計画（案）

（令和 7 年度～令和 16 年度）

令和 7 年度改定

駒ヶ根市 一般廃棄物処理基本計画（令和7年度改定版）目次

第1章 基本計画の概要	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の基本方針	2
4. 計画の期間	2
5. 計画の範囲	2
第2章 ごみ処理の現状	3
1. ごみの分別区分	3
2. ごみ処理体制	4
3. ごみ処理費用の有料化制度	6
4. ごみ・資源物の排出量	7
5. ごみ処理に関する経費	8
第3章 ごみ処理の課題と基本的な取組	9
1. 前期計画の評価	9
2. ごみ処理の課題	9
3. 家庭系及び事業系ごみの排出に係る施策	11
第4章 将来予測と目標値の設定	14
1. 人口の将来予測	14
2. ごみの排出予測値と目標値	14
第5章 生活排水処理基本計画	18
1. し尿、浄化槽汚泥の排出見込み	18
2. し尿、浄化槽汚泥の処理計画	19

第1章 基本計画の概要

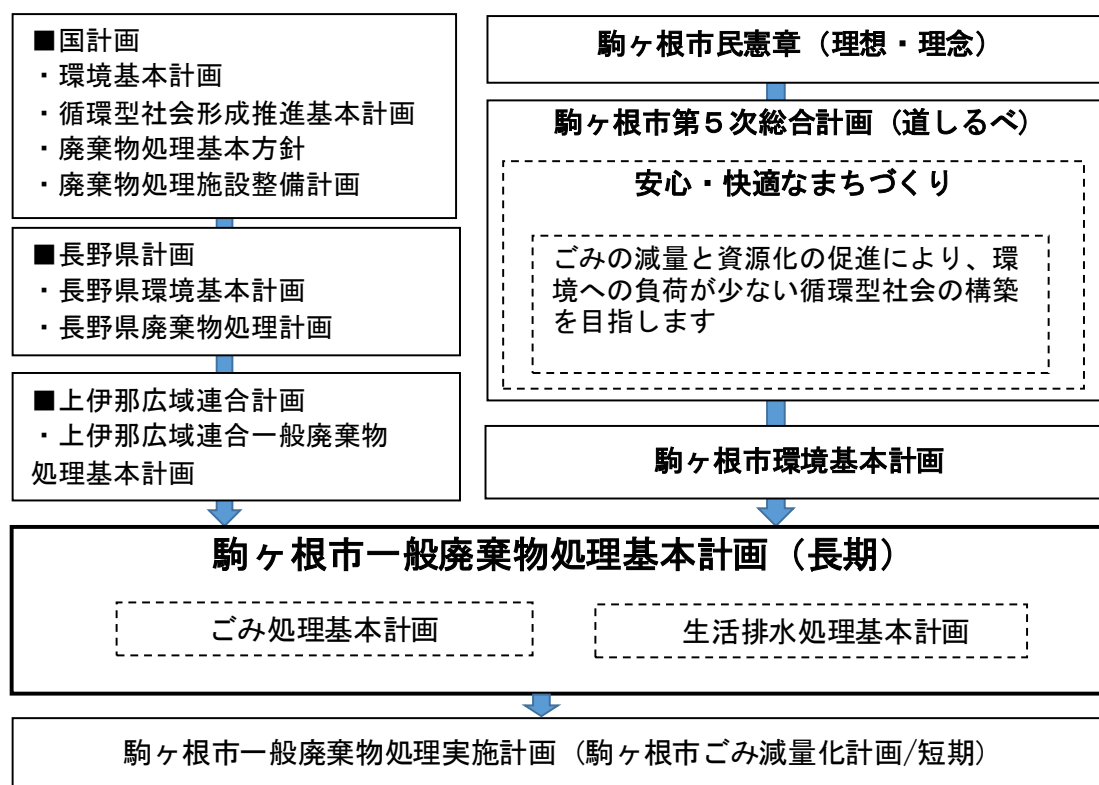
1. 計画の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物行政を取り巻く環境の変化や課題への対応を図るため、市民・事業者・行政の役割分担やごみの減量化に向けた目標等を明確にしたうえで、今後10年間で進めていくべき施策の方向性や具体的な取組について定めるものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国、県、上伊那広域連合が策定する各種基本計画、整備計画、実施計画の趣旨を踏まえるとともに、「駒ヶ根市総合計画」や「駒ヶ根市環境基本計画」との整合を図りながら、中・長期的かつ総合的視点に立って、計画的に一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理施策を推進するための基本的な方針を定めます。本計画と他の計画の関係は図1-1のとおりです。

図1-1 他計画との関連体系



3. 計画の基本方針

- (1) 市民、事業者、行政の連携による、ごみ減量化・資源化のより一層の推進
- (2) 発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の推進に引き続き取り組むとともに代替素材への転換（リプレイス：Replace）を加えた4 Rの推進に取り組む
- (3) 廃棄物の適正かつ安全な処理の継続

4. 計画の期間

駒ヶ根市一般廃棄物処理基本計画の期間は令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間であり、前回策定より10年（5年ごとの見直しあり）を経過したことから、本年度計画を策定することとします。計画の期間は表1-1に示します。

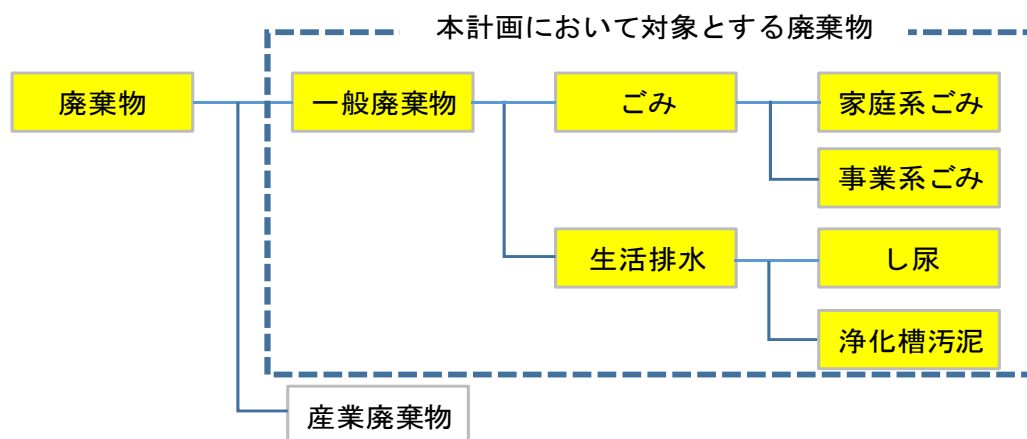
表1-1 計画の期間

区分	前期計画			後期計画	
	6年	7～10年	11年	12～15年	16年
基本計画	策定		見直し		策定

5. 計画の範囲

本計画の範囲は駒ヶ根市の全域とし、計画の対象廃棄物は、当市から発生するごみ（産業廃棄物を除く）及びし尿等生活排水とします。計画の範囲は図1-2に示します。

図1-2 対象とする廃棄物の範囲



第2章 ごみ処理の現況

1. ごみの分別区分

当市における計画策定時の家庭系ごみの分別区分は表2-1のとおりです。なお、令和7年度（2025年度）からは、「プラスチック製容器包装」と「※製品プラスチック」を合わせて資源プラスチック用の収集袋（紫文字袋）に入れて排出する「資源プラスチック一括収集」を行います。

表2-1 ごみの分別区分

分別区分		種類（家庭から排出されるものに限る）
有料ごみ	燃やせるごみ （赤色文字袋）	生ごみ、紙くず、革製品、木くず、ゴム類、アルミ類、プラスチック容器包装で汚れが取れないもの
	燃やせないごみ （青色文字袋）	金属類、ガラス類、陶器類、灰・トイレ砂、混合物（金属、ガラスが分離できないもの）
資源物	プラスチック容器包装 （紫色文字袋）	トレー・カップ・パック類、袋・ラップ類、チューブ・ボトル類、ふた類、緩衝材類などの商品使用後に不要となる容器・包装で汚れを取り除いたもの・「※製品プラスチック（令和7年4月から）」
	ペットボトル・びん・缶類	ペットマークの付いている飲料水、調味料類のペットボトル、食用品用びん、化粧品びん、スチール缶、アルミ缶等
	廃食用	食用の廃油
	古紙類	新聞、雑誌（雑紙類）、紙パック、段ボール等
	布類	古着、毛布、カーテン、シーツ、布団カバー、タオル等で汚れていないもの
小型家電	電話機、家庭用ゲーム機、携帯電話、ラジオ、デジタルカメラ等の電気や電池で動く家電製品	
粗大ごみ	タンス、ベッド、テーブル、椅子、自転車等	
有害ごみ	乾電池・ボタン電池・リチウムイオン電池、蛍光管、水銀含有物	

表2-2 収集区分ごとの収集回数

種類	回数	種類	回数
燃やせるごみ	2回/週	小型家電	1回/週
燃やせないごみ	1回/週	資源物・廃食用油・有害ごみ	1回/月
資源プラスチック	1回/週	粗大ごみ	1回/年

2. ごみ処理体制

当市で収集された可燃ごみは、「上伊那クリーンセンター」での処理によりスラグを生成し、道路などアスファルトの材料として有効利用されています。不燃ごみは、「クリーンセンター八乙女」で処理を行い、一部資源はリサイクルされます。

上伊那クリーンセンターで処理したごみの焼却残渣（飛灰処理物）は、クリーンセンター八乙女最終処分場に埋め立てます。（一部民間に処分委託しています。）当市におけるごみ処理のフローは図2-1のとおりです。

図2-1 ごみ処理のフロー

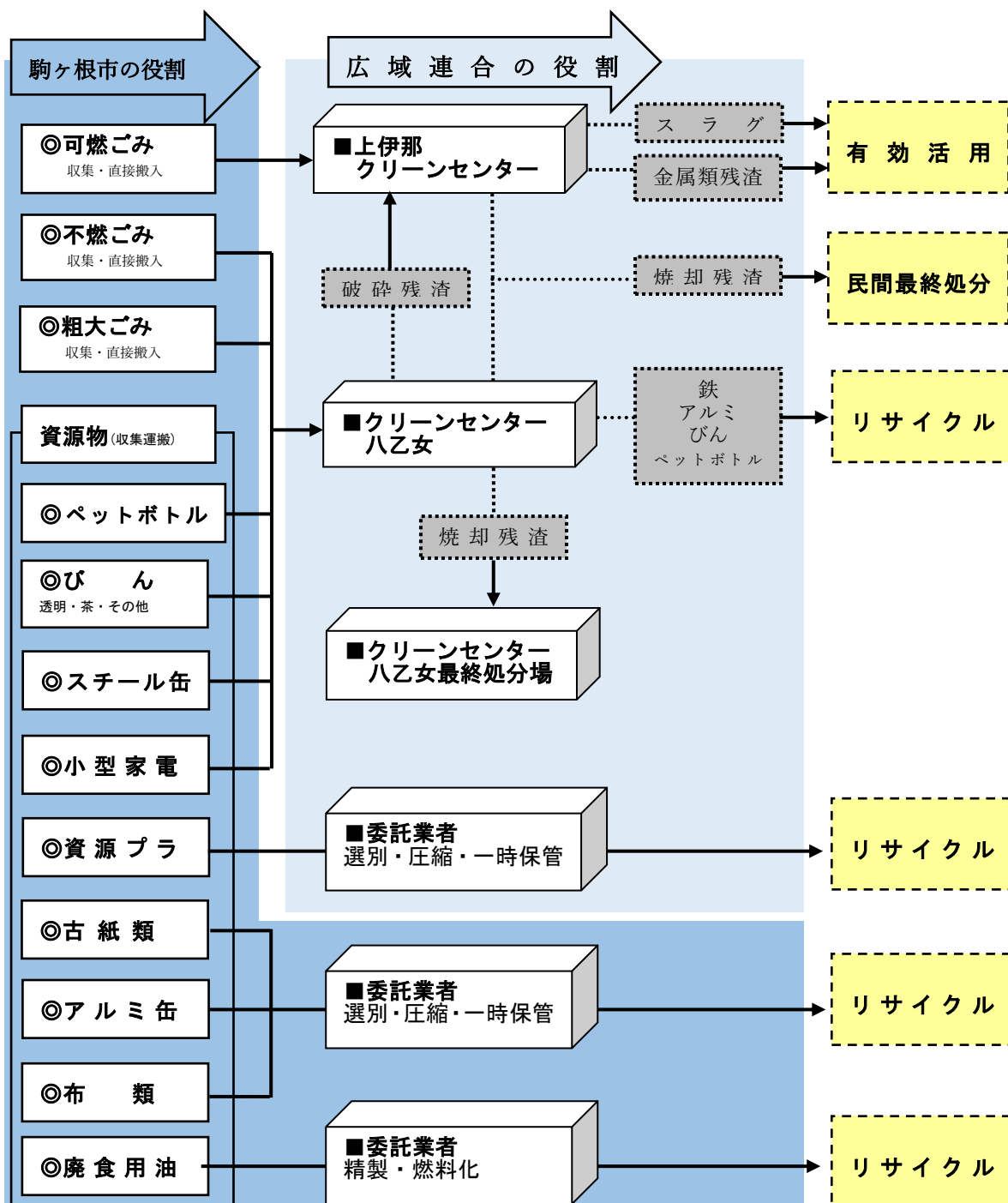


表 2-3 上伊那広域連合可燃ごみ中間処理（焼却）施設の概要

施設名称	上伊那クリーンセンター
処理能力	118 t/日（59 t日×2炉）
処理方法	流動床式ガス化溶融炉方式※1
竣工年月	平成31年3月
管理運営主体	上伊那広域連合

※1 流動床式ガス化溶融炉：ガス化炉底部で流動する砂の熱でごみを可燃ガスと灰に熱分解します。溶融炉でそのガスを高温燃焼させ、同伴する灰を溶融してスラグを生成します。

表 2-4 上伊那広域連合リサイクル施設の概要

施設名称	クリーンセンター八乙女
処理能力	40 t/5h
処理方法	破碎：衝撃剪断併用回転式 選別：鉄、アルミ、可燃物、不燃物 その他：ペットボトル圧縮・梱包
竣工年月	平成3年5月
運営管理主体	上伊那広域連合

表 2-5 上伊那広域連合最終処分場の概要

施設名称	クリーンセンター八乙女最終処分場
埋立場所	平地
埋立対象物	破碎不燃物・プラスチック固化物・焼却残渣
全体容量	72,900 m ³
竣工年月	平成5年7月
運営管理主体	上伊那広域連合

3. ごみ処理費用の有料制度

当市を含む上伊那全市町村では、平成 15 年度（2003 年度）からごみ処理費用有料化を実施しており、規定内のごみを出す場合はごみ袋代と証紙代のみの負担、規定量を超えてごみを出す場合は有料チケット代を追加で負担いただく「二段階従量有料制」を採用しています。指定ごみ袋を購入する際は、「指定ごみ袋購入チケット」、ごみ袋代、ごみ処理手数料が必要となります。計画作成時のごみ袋 10 枚 1 セット当たりのごみ処理手数料及びごみ袋代は図 2-2、指定ごみ袋の種類等については表 2-6 のとおりです。

図 2-2 赤文字袋・青文字袋ごみ袋 10 枚 1 セット当たりのごみ処理手数料とごみ袋代

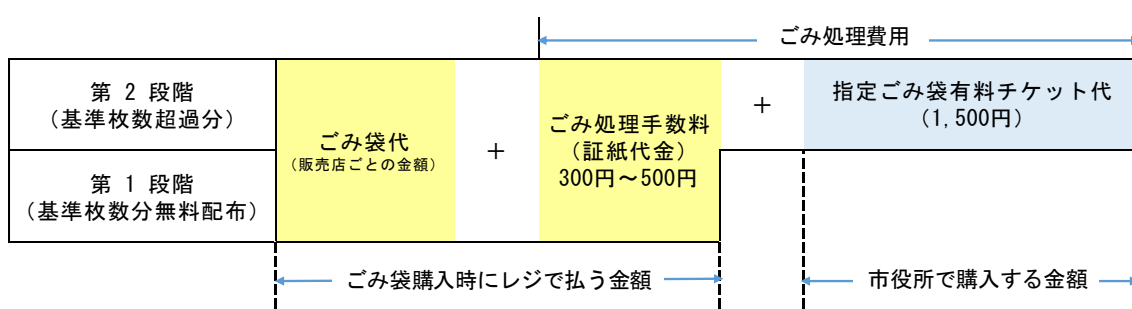


表 2-6 指定ごみ袋の種類

ごみ袋の種類	サイズ	1 枚の証紙代金	文字色
燃やせるごみ袋 (大)	4 5ℓ	5 0 円	赤色文字
燃やせるごみ袋 (中)	3 5ℓ	4 0 円	
燃やせるごみ袋 (小)	2 0ℓ	3 0 円	
燃やせないごみ袋	3 5ℓ	4 0 円	青色文字
資源プラスチック用収集袋	5 0ℓ	なし	紫色文字

4. ごみ・資源物の排出量

当市の直近5年間の家庭系ごみ1人1日当たりの平均排出量は表2-7及び図2-3のとおりです。

令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）にかけての家庭系ごみ1人1日当たりの排出量は、17g（4.0%）減少しています。また、事業系ごみも188t（8.0%）減少しています。これは、コロナによる行動制限の緩和やレジ袋の有料化、インターネット等の電子化に伴う紙類等の減少が影響していると考えられます。

表2-7 家庭系ごみ 1人1日当たりの排出量 (単位：g/人・日)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
燃やせるごみ	320	323	323	334	316
燃やせないごみ	14	16	15	13	12
粗大ごみ	4	6	7	7	6
資源物	86	84	84	81	73
合計	424	429	429	435	407

図2-3 ごみ・資源物の排出量グラフ

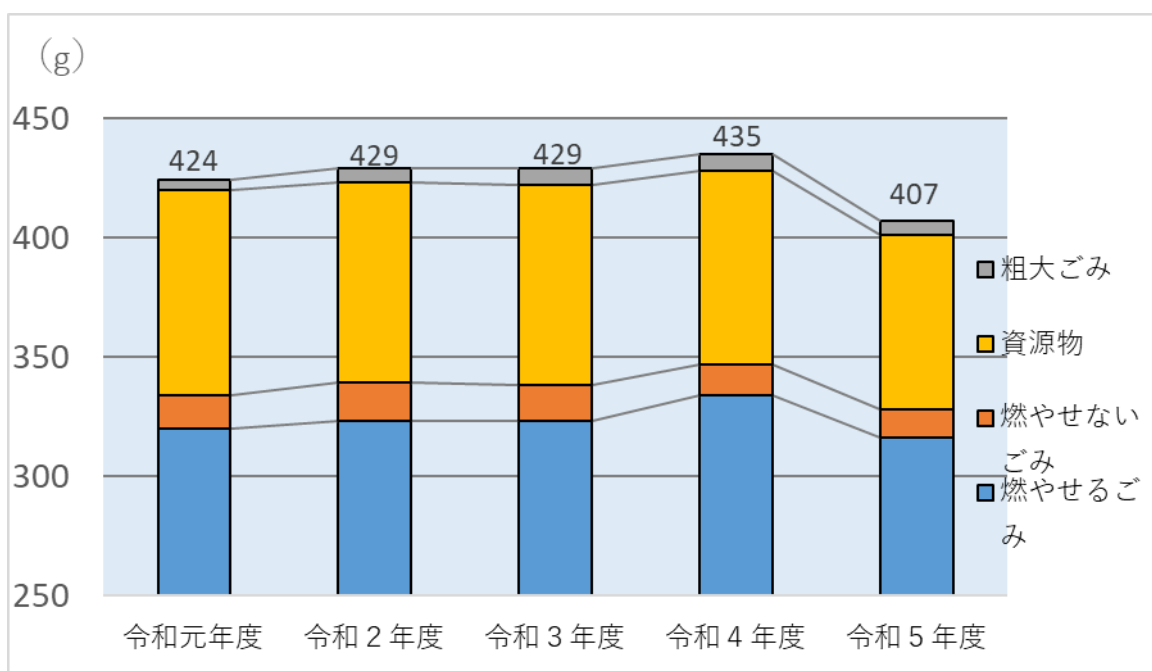
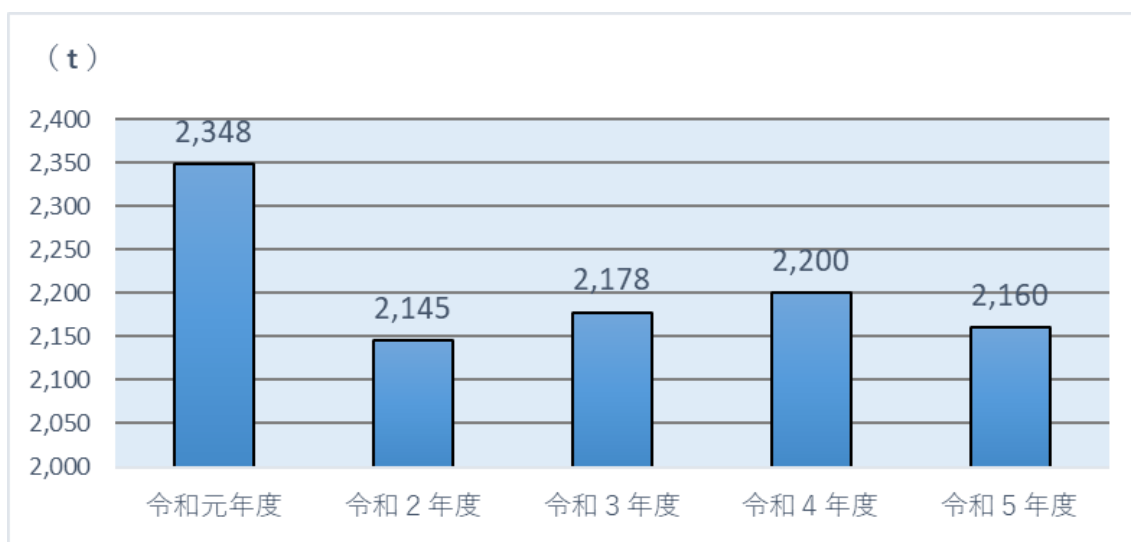


表 2-8 事業系可燃ごみの総排出量

(単位: t/年)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業系可燃ごみ	2,348	2,145	2,178	2,200	2,160

図 2-4 ごみ・資源物の排出量グラフ



5. ごみ処理に関する経費

当市におけるごみ処理に関する経費は表 2-9 のとおりです。

ごみ処理経費は、ごみの収集運搬費用やごみ処理施設の整備費用が主なものです。ごみ処理経費は施設の改修や整備等により金額が大きく変動します。

表 2-9 ごみ処理に関する経費

区 分	単 位	令 和				
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ごみ処理経費	千円/年	204,738	202,953	207,979	277,098	272,807
ごみ処理量	t/年	7,422	7,237	7,242	7,300	6,876
ごみ1t当たりの処理費用	円	27,585	28,044	28,718	37,959	39,675
人口	人	32,792	32,460	32,241	32,025	31,713
1人当たりの処理経費	円/人	6,244	6,252	6,451	8,653	8,602
世帯数	世帯	13,295	13,363	13,460	13,587	13,656
1世帯当たりの処理経費	円/世帯	15,400	15,188	15,452	20,394	19,977

第3章 ごみ処理の課題と基本的な取組

1. 前期計画の評価

ごみ排出量について、前期計画（令和元年度改定版の令和元年度から令和5年度）における家庭系ごみの1人1日当たりの排出量目標値と、実績を比較すると表3-1のとおりです。

家庭系ごみの1人1日当たりの排出量は、前期計画における令和5年度（2023年度）の目標値の412gに対し、実績で407gと目標値を下回る結果となっています。令和元年から令和4年では家庭系ごみ1人あたりの日排出量は、新型コロナウイルス感染症による行動制限から目標値を上回る傾向が続いていましたが、令和5年度は減少傾向が見られます。これは、行動制限の緩和が影響していると考えられます。区分別では、燃やせるごみ、粗大ごみの量は実績値が目標値を上回っており、令和元年度からの製品プラスチックの一括収集による可燃化が予想以上に大きかったことが主な要因と考えられます。資源物の日排出量は減少傾向であり、インターネット等の電子化による紙類の減少やダンボール、雑紙類、ペットボトル、食品トレイ等の店頭回収が定着したこと等が主な要因と考えられます。

表3-1 家庭系ごみの1人1日当たりの排出量目標値と実績値の比較

（単位：g/人・日）

区 分	前期計画（令和元年度改訂版）の目標値と実績の比較									
	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績
燃やせるごみ	295	320	293	323	291	323	290	334	288	316
燃やせないごみ	20	14	20	16	20	15	20	13	20	12
粗大ごみ	3	4	3	6	3	7	2	7	2	6
資源物	100	86	100	84	101	84	101	81	102	73
合 計	418	424	416	429	415	429	413	435	412	407

表3-2 事業系ごみの排出量目標値と実績値の比較

（単位：g）

区分	目標値	実績
	令和5年度	令和5年度
事業系ごみ	2,248	2,160

2. ごみ処理の課題

当市1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、前期計画における令和5年度(2023年度)の目標値の412gに対し、実績で407gと約1%低い数値となっております。しかしながら、燃やせるごみ、粗大ごみについては、目標値より多くなっており、引き続き更なる減量化に取り組む必要があります。

ごみの減量化・資源化を図ることを目指すために、市民、行政、事業所が取り組んできた以下の施策をさらに進め、ごみの減量化に努めていく必要があります。

また、市民にごみ問題に関心を持ってもらえるような情報の提供を継続的に実施していく必要があります。

(1) 発生抑制・再使用・再利用・代替素材への転換(4R)に関すること

①市民に、ごみの減量化、再資源化に関心を持ってもらえるよう、情報の提供を継続的に実施していく必要があります。

②可燃ごみの重量の中心となっている生ごみについて、水分除去の取組や資源化を更に進める必要があります。また、生ごみ堆肥化処理容器(コンポスト)や生ごみ処理機の購入補助を強化、周知し、生ごみの削減に努めていく必要があります。

③容器包装プラスチックや製品プラスチック、雑紙類については、可燃ごみとして排出せず、分別を徹底していく必要があります。

④小中学生にごみの減量化、資源化に関する学習機会を設け、ごみの分別について次世代を担う子供たちへの意識付けを進めていく必要があります。

⑤高齢化に伴い、単身や高齢者のみの世帯が増加しています。その中には、ごみの排出に苦慮されている世帯もあり、ごみの分別や出し方について関係機関と連携したサポート体制を充実する必要があります。

⑥家庭で使用した植物性の食用油は資源回収を利用するなど、資源化に協力する必要があります。

⑦使い捨てプラスチック製品等から代替素材への転換(再生利用可能な素材、植物由来のバイオマスプラスチック等の導入)を図っていく必要があります。また、現在使用している指定ごみ袋をバイオプラスチック製の袋へ転換していくことも検討していく必要があります。

(2) 中間処理に関すること

①燃やせるごみの中間処理については、上伊那広域連合全体で取り組んでいます。現在使用している中間処理施設については、上伊那広域連合の策定した計画内で、可燃ごみの搬入量が目標値を超えており、更なる燃やせるごみの資源化、減量化に努める必要があります。

②燃やせないごみ・粗大ごみの中間処理では、令和5年度から、老朽化が進んでいるクリーンセンター八乙女の延命化と適正で効率的な処理体系に改造するための基幹改良工事に着手しています。今後も広域の計画に沿った改修工事を行います。

③資源物のうち、ペットボトル、びん、缶は、クリーンセンター八乙女での中間処理及び保管後に資源化を図っています。びん類及び缶類への不適物の混入が見受けられるため、令和7年4月から製品プラスチックの一括収集に合わせて不適物の混入を防ぐため、広域と連携して啓発に努めます。

(3) 最終処分に関すること

①上伊那クリーンセンターで発生する焼却残渣のみクリーンセンター八乙女最終処分場に埋め立てています。埋立地確保のためのごみの資源化、減量化に引き続き取り組みます。

3. 家庭系及び事業系ごみの排出に係る施策

「市民」、「事業者」及び「行政」は、上伊那広域連合及び伊南行政組合と連携して次の施策を実施します。

(1) 家庭系ごみ・事業系一般廃棄物に係る施策

【市民】

○ごみを出さないための行動（リデュース/ Reduce）

- ・不要なものはなるべく買わず、必要なものを必要な分だけ購入する。
- ・使い捨ての製品はなるべく買わず、長く使える製品を選ぶ。
- ・県が推進する「残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動」、「信州発もったいないキャンペーン」に積極的に取り組む。
- ・ものが壊れても修理するなどして、大切に長く使う工夫をする。
- ・生ごみを少なくする工夫をして、エコクッキングに努める。
- ・生ごみは水を切ったり、生ごみ処理機、生ごみ処理容器などで堆肥化したりするなど、減量化に努める。
- ・食べ残しをしないよう量を調整して、食品ロスの削減に努める。

○繰り返し使用のための行動（リユース/ Reuse）

- ・過剰包装の商品は断り、詰め替え製品や繰り返し使えるリユース容器の商品など、環境

にやさしい商品を選ぶ。

- ・フリーマーケットやフリマアプリ等を利用し、不用品の再使用に努める。

○ごみを資源化、再生利用するための行動（リサイクル/ Recycle)

- ・限りある資源の有効活用に向け、分別、出し方のルールを守り資源化を進める。
- ・資源物（雑紙類、ペットボトル、紙パック等）は地区回収や大田切りサイクルステーションでの回収に協力するなど、資源回収に積極的に参加する。
- ・エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の家電4品目は、家電リサイクル法により適正に処理する。

○代替素材への転換のための行動（リプレイス/Replace)

- ・買い物の際は、マイバック、マイバスケットを持参して使い捨て商品から持続可能な製品へ転換するよう努める。
- ・意識して植物由来素材を使った製品を購入するよう努める。
- ・環境ラベルのついた製品や再生品を選んで購入する。

【事業者】

○ごみを出さないのための行動（リデュース/ Reduce)

- ・ごみの減量や分別による資源化の推進など、環境に配慮した事業活動を行うとともに、地域貢献に取り組む。
- ・発生したごみは、自己処理責任の下、適性に処理する。
- ・県が推進する「残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動」を積極的に推進するとともに、食品ロスの削減に取り組む。
- ・過剰包装は控え、簡易包装に努める。

○繰り返し使用のための行動（リユース/ Reuse)

- ・事務用品などは、グリーン購入製品を積極的に使用する。
- ・使用済製品、部品、容器を回収し、再使用する。

○ごみを資源化、再生利用するための行動（リサイクル/ Recycle)

- ・長く使える製品や再使用、再生利用しやすい製品を供給するよう努める。
- ・分別を徹底し、再生利用を進める。
- ・資源物（食品トレイ、パック類、雑紙類、ペットボトル）の店頭回収に努める。

○代替素材への転換のための行動（リプレイス/Replace)

- ・バイオディーゼル燃料を積極的に使用するなど再生利用エネルギーの活用を努める。
- ・石油由来の使い捨てプラスチックから再生利用の可能な素材や植物由来素材を使った製品の開発・導入を進める。

【行政】

○ごみを出さないのための行動（リデュース/ Reduce）

- ・県が推進する「残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動」、「信州発もったいないキャンペーン」等を支援する。
- ・生ごみ処理機、生ごみ処理容器の購入補助などを通して、生ごみの減量化・堆肥化を支援する。

○繰り返し使用のための行動（リユース/ Reuse）

- ・地区、団体の資源物回収への支援や、資源物・ごみ集積所設置への支援を行う。
- ・4R運動など、ごみ減量の取組について広く情報発信を行う。
- ・公共施設内でのごみの減量・資源化を徹底する。

○ごみを資源化、再生利用するための行動（リサイクル/ Recycle）

- ・分別ガイドブックの作成・配布を行い、ごみの分別の徹底と啓発を行う。
- ・説明会などを通して、地域、事業所などへの分別の徹底を図る。

○代替素材への転換のための行動（リプレイス/Replace）

- ・地球温暖化、森林の減少、プラスチックによる海洋の汚染などの現状について広く啓発を行う。
- ・廃食用油の回収方法について啓発を行い、回収強化に努める。
- ・太陽光発電の推進、電気自動車の積極的な導入に努める。

○ごみ減量化・資源化のための新たな施策

- ・令和7年4月から製品プラスチックの一括収集と再商品化に取り組む。
- ・大田切りサイクルステーションの機能強化として、バイオディーゼル事業の推進と剪定木のウッドチップ化に取り組む。
- ・小型家電の回収BOXを設置し一括回収を行う。
- ・地域や各種団体、事業所等と連携して、ごみ出し支援が必要な方への支援を行う。

（行政によるごみ減量化・資源化のための新たな施策の目的、取組方法、期待される効果等については、一般廃棄物処理実施計画に記載予定）

第4章 将来予測と目標値の設定

1. 人口の将来予測

本計画における人口予測値は、次により算出します。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5年12月推計)」に基づいた市人口ビジョンの将来展望から推計した予測値を算出しています。

表4-1 人口の将来予測

(単位：人)

区分	実績※1	推計値※2	
	令和5年度	令和11年度	令和16年度
推計人口	31,713	30,136	29,034

※1 令和5年度の人口は10月1日時点での数値

※2 令和11年度、16年度の人口は推計による予測値

2. ごみの排出予測値と目標値

ごみの将来的な排出量は、全体排出量としては電子化の更なる進展や資源物の容器の軽量化等の理由により、現在より微減していくものと推測します。その中で更に、市民、事業所、行政がそれぞれの立場で発生抑制などに取り組むことで排出量の抑制を目指すものとします。

本計画の目標値の算定の流れは次のとおりです。

①現状の取組を継続した場合の将来的な排出予測値を算定（基本フレーム）。

↓

②資源化、減量化のための総合的な施策を実施し、排出量を抑える計画値を算定。本計画の目標値を設定する。 = 本計画目標

(1) 家庭系ごみの排出予測値（基本フレーム）

「現状の廃棄物施策を継続した場合の将来的なごみ排出予測値」（以下「基本フレーム」という。）については、以下のとおり社会状況の変化や人口の変化を考慮して推計しています。

- 今後見込まれる社会状況の変化
- 少子化の進展による人口減少
 - 電子化の進展

「ごみ量の基本フレーム」（現状の取組を継続した場合の将来排出予測値）

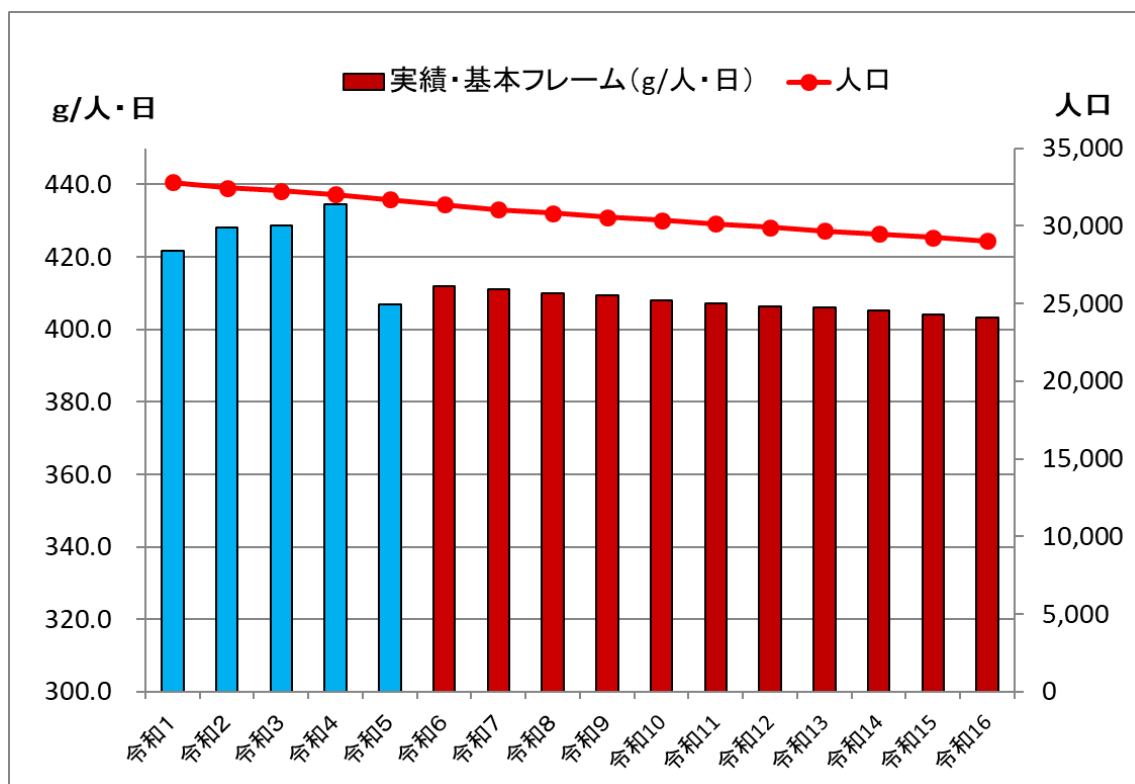
表4-2 家庭系ごみ1人1日当たり平均排出量の推計（基本フレーム）

（単位：g/人・日）

区 分	実績	実績（5年平均値）	推計値	
	令和5年度	令和元年度～5年度	令和11年度	令和16年度
燃やせるごみ	316	323	311	307
燃やせないごみ	12	14	14	15
粗大ごみ	6	6	7	7
資源物	73	82	75	74
合 計	407	425	407	403

表4-2により、家庭系ごみ1人1日当たりの排出量の令和元年度から令和5年度までの平均値は425gとなっています。令和6年度以降の推計値は、電子化の更なる進展や資源物の容器の軽量化等を勘案して算出しています。10年計画における中間期である令和11年度の排出量を407g、最終年度の令和16年度の排出量を403gと推計します。

図4-1 1人1日当たりのごみ排出量と人口の推移予測



（2）ごみの減量化・資源化の実施

前述（1）の基本フレームに対し、「資源化・減量化施策」として今後、以下のとおりの取組を進めます。

①燃やせるごみ

燃やせるごみについては、家庭用生ごみ処理機・処理容器の補助周知による生ごみの堆肥化、啓発により燃やせるごみに含まれる容器包装類の分別資源化、生ごみの水切りの推進、過剰包装抑制、剪定枝のウッドチップ化などに取り組むことにより、1人1日当たりの排出量を10g削減することを目標とします。

②燃やせないごみ

燃やせないごみについては、小型家電の回収事業を新たに実施すること、令和7年4月から実施される製品プラスチック一括収集と合わせて、燃やせないごみに含まれるプラスチック類の分別資源化を進めることにより、1人1日当たりの排出量を1g削減することを目標とします。

③資源物

資源物については、令和7年度からの製品プラスチック一括収集の実施や啓発による燃やせるごみ、燃やせないごみに含まれる容器包装類の分別資源化を進めることにより、1人1日当たりの排出量のうち1gを資源化することとします。

表4-3 資源化、減量化実施後の1人1日当たりのごみ排出目標 (単位:g)

区分	基本フレーム値	資源化、減量化による増減	排出目標
燃やせるごみ	307	△10	297
燃やせないごみ	15	△1	14
粗大ごみ	7	0	7
資源物	74	1	75
合計	403	△10	393

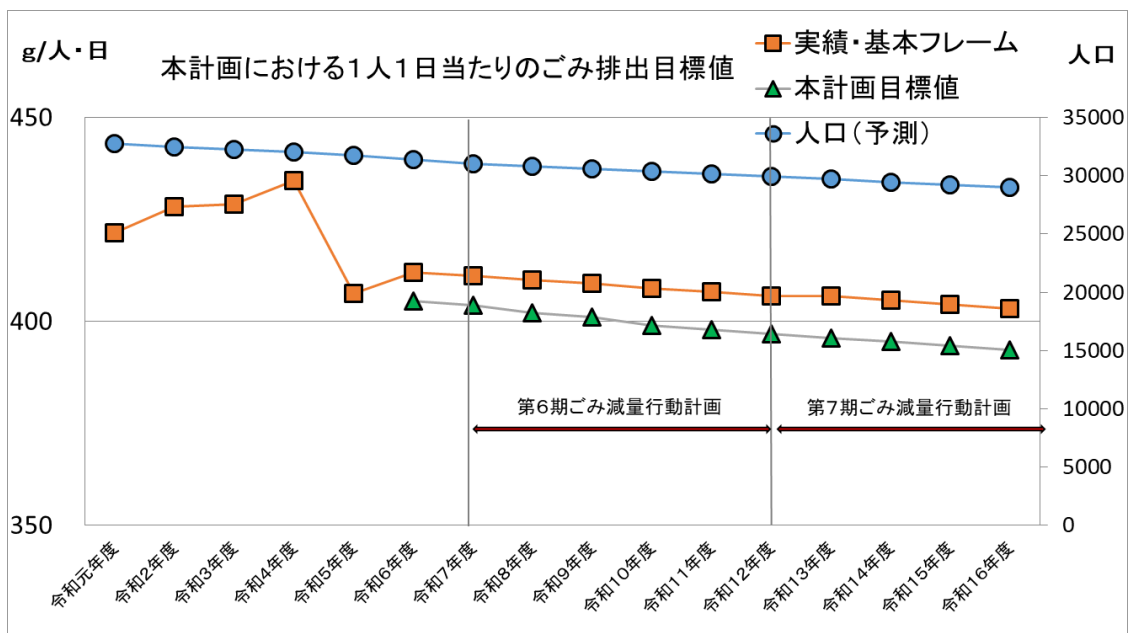
(3) 本計画におけるごみ排出量の目標値

前述の(2)までで得られた数値を本計画におけるごみ排出量の目標値とします。

表4-4 本計画における「家庭系ごみ1人1日当たりのごみ排出量目標」 (単位:g)

区分	実績	実績(5年平均値)	基本フレーム値	目標値
	令和5年度	令和元年度~5年度	令和16年度	令和16年度
燃やせるごみ	316	323	307	297
燃やせないごみ	12	14	15	14
粗大ごみ	6	6	7	7
資源物	73	82	74	75
合計	407	425	403	393

図 4-2 本計画における家庭系ごみ 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移と目標グラフ



※当市では、現在令和 5 年度に策定した「ごみ減量行動計画（第 5 期）」に定めるごみ排出目標値達成に向け取組を進めていますが、行動計画策定後の社会状況の変化から、本計画を参考に、必要に応じて見直していくものとします。

(4) 事業系ごみの排出目標値

事業系ごみのうち燃やせるごみについては、人口減少により減少するものと推測します。啓発による排出抑制に努めることにより、令和 5 年度実績の 2,160 t から 216 t 削減し、1,944 t を目標値とします。

表 4-5 本計画における「事業系ごみの排出目標値」 (単位：t)

区 分	実績	実績 (5 年平均値)	目標値
	令和 5 年度	令和元年度～5 年度	令和 16 年度
事業系ごみ排出値	2,160	2,206	1,944

第5章 生活排水処理基本計画

1. し尿、浄化槽汚泥の排出量の見込み

(1) し尿、浄化槽汚泥

令和5年度末現在の生し尿の排出量は2,324k1となっています。当市では、平成7年11月から公共下水道の一部を供用開始し、令和5年度末現在19,723人が使用しています。平成21年1月に下水道法事業認可の変更を行い、平成26年度にも認可区域の変更をしており、計画区域の変更と拡大を図り、整備を進めてきました。また、農業集落排水事業については、平成19年8月に竜東中部地区が稼働し、これを受けて駒ヶ根市内の全8地区で建設工事が完了し供用開始となっています。令和5年度末現在10,855人が使用しています。これら公共下水道や農業集落排水の普及に伴い、本計画目標年度のし尿の排出量は1,300k1と見込みます。

また、合併処理浄化槽汚泥は、平成10年度の1,759k1が令和5年度には1,812k1となっています。し尿と同様に公共下水道・農業集落排水の普及により目標年度の排出量は1,500k1と予想されます。

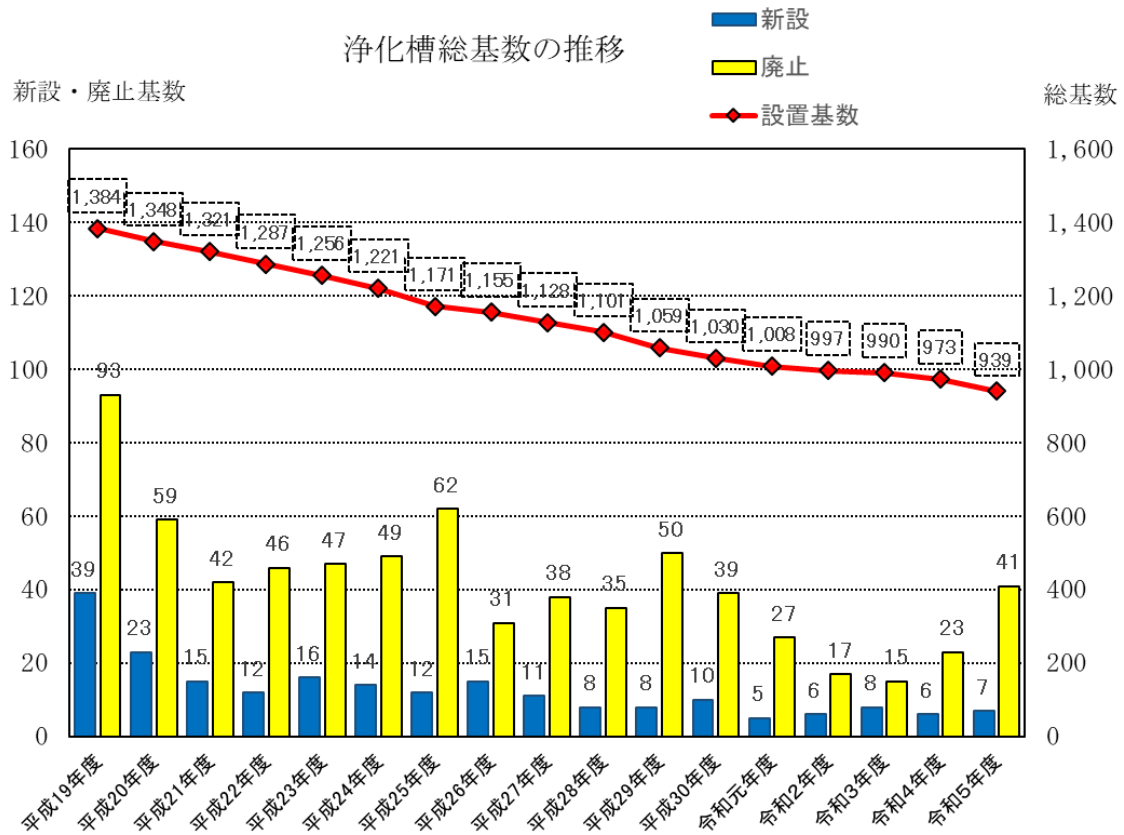
(2) 生活雑排水

生活雑排水だけを処理対象とする簡易浄化槽汚泥の排出量は、平成10年度の1,306k1から令和5年度には241k1に減少しました。これは公共下水道・農業集落排水の伸展に伴い、簡易浄化槽の設置機数が減少したことによるものです。今後も公共下水道・農業集落排水の普及に伴い、目標年度における排出量は150k1と予想されます。

表5-1 し尿に関する統計

区 分	し尿 (k1)	浄化槽 (k1)	雑排水 (k1)	し尿処理人口 (人)	水洗化率 (%)
平成7年度	18,213	1,073	1,508	26,639	—
(平成8、9年度省略)					
平成10年度	16,387	1,759	1,306	21,492	35.4
(平成11年度から平成30年度まで省略)					
令和元年度	2,831	1,578	389	2,844	91.9
令和2年度	2,587	1,639	353	2,768	91.4
令和3年度	2,443	1,627	367	2,770	91.4
令和4年度	2,434	1,776	190	2,568	91.9
令和5年度	2,324	1,812	241	1,778	94.4

図5-1 浄化槽設置基数の推移



2. し尿、浄化槽汚泥の処理計画

(1) し尿、浄化槽汚泥

①収集運搬

し尿の収集については、昭和61年度(1986年度)以降、民間業者に区域を定めて収集運搬を許可しています。(市内2区域 2業者)

今後、し尿の収集量は公共下水道・農業集落排水事業の進捗により更に減少していくことが予測されますが、全世帯の公共下水道・農業集落排水への接続が完了するまで、収集を行う必要があります。

これについては、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法」の趣旨と照らし合わせながら、事業継続を図る必要があります。

②処分

し尿及び浄化槽汚泥の量は年々減少しており、全量伊南行政組合が運営する伊南衛生センターで対応が可能ですが、伊南衛生センターの老朽化に伴う問題が出てきており、広域処理も含め今後の重要な課題となっているため十分な検討を行い、適正な処理を目指します。

(2) 生活雑排水

河川の汚染の一番の原因とされる家庭雑排水の処理については、公共下水道・農業集落排水の区域外及びマスタープラン上では、区域内でも接続が不可能な場合は合併浄化槽を設置しており、市内浄化槽設置基数の推移は図5-1のとおりです。これらの浄化槽指定区域の令和5年度末における設置数は313台となっており、今後、未設置者への設置依頼を行うことで、令和15年度末までに約40基増を目標とします。

合併浄化槽の汲み取りと運搬に関しては許可業者が行い、処分は伊南行政組合が運営する伊南衛生センターで処理していますが、し尿・浄化槽汚泥と同様の課題があるため、今後、検討を重ねながら適正な処理を進めることとします。